



国連気候変動枠組条約第12回締約国会議および京都議定書の締約国会議の役割を果たす締約国の第2回会合

2006年11月6-17日

11月6-17日、ケニア、ナイロビの国連オフィスで、一連の気候変動関連会議が開催される。「国連気候変動会議—ナイロビ、2006年」には、京都議定書の締約国の役割を果たす締約国会議の第二回会合(COP/MOP 2)、および国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の第12回締約国会議(COP 12)が含まれる。

COP/MOP 2では、議定書の柔軟性メカニズム、特にクリーン開発メカニズム(CDM)および共同実施(JI)に関する問題が取り上げられると見られる。参加者は、このほか、締約国による議定書の遵守、議定書の改訂案、キャパシティビルディング、議定書において約束を行っている国のリスト改訂に関するベラルーシの提案、議定書の下での自主的な約束承認に関するロシア連邦の提案も議論する。議定書の第9条では、条約のレビューをCOP/MOP 2で行うことが義務付けられている。加えて、適応基金に関する最終作業も行われ、その他、資金上、管理上など、いくつかの問題も取り上げられる。

COP 12の議題には、資金メカニズム、国別報告書、技術移転、キャパシティビルディング、気候変動の悪影響などの問題に関係するものなど、条約における約束や他の条項の実施に関するレビュー、そして条約自体の実施に関するレビュー(4条8項と4条9項)も含まれる。このほか、管理、資金、組織にかかわる問題などさまざまな問題が取り上げられることになる。COPおよびCOP/MOP合同の閣僚級会合は、11月15-17日に行われる。

COP 12およびCOP/MOP 2と平行して、UNFCCCの科学・技術上の助言のための補助機関(SBSTA)、および実施のための補助機関(SBI)がいずれも第25回会合を開催する。これと同時に、最近設立された第三の補助機関—京都議定書の下での附属書I締約国による更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ(AWG)—も、その第二回会合を開催する。加えて、条約の実施強化により「気候変動に対応するための長期的協力のための行動に関する対話(ダイアログ)」という最近設置された対話(ダイアログ)も、11月15-16日、第二回ワークショップ

The Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> の執筆者、編集者: Suzanne Carter, Xenya Cherny Scanlon, Peter Doran, Ph.D., María Gutiérrez, Miquel Muñoz, Chris Spence. デジタル編集者: Dan Birchall. 編集長: Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. IISDレポーティングサービス責任者: Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. ENBのSustaining Donorは以下の国政府です。アメリカ合衆国政府(国務省・海洋国際環境科学局経由)、カナダ政府(CIDA経由)、英国政府(国際開発省経由)、デンマーク外務省、ドイツ政府(連邦環境省BMU、連邦開発協力省BMZ経由)、オランダ外務省、欧州委員会(DG-ENV)、イタリア環境領土省自然保護局。2006年のENBへの全体的な支援は以下の機関、国政府より提供されています。国連環境計画(UNEP)、スイス環境森林国土庁(SAEFL)、オーストラリア政府、オーストラリア連邦環境省、ニュージーランド外務貿易省、SWAN International、日本環境省(地球環境戦略研究機関IGES経由)、日本経済産業省(地球産業文化研究所GISPRI経由)。ENBのフランス語訳にあたってはInternational Organization of the Francophonie (IOF) 及びフランス外務省、スペイン語訳についてはスペイン環境省より支援が提供されています。日本語の翻訳はGISPRIが行っています。ENBに掲載される意見は執筆者のものであり、必ずしもIISDや他の支援者・支援団体の意見を反映したものではありません。ENBの抜粋・引用は、適切な学術的引用とともに、非営利の出版物にのみ可とします。ENBおよびレポーティングサービスに関するお問い合わせはIISDレポーティングサービス責任者まで <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 212 East 47th St. #21F, New York, NY 10017, USA. 2006年UNFCCCナイロビ会議のENBチーム連絡先はメールアドレス <chris@iisd.org>.



ブを開催する。このワークショップは、「持続可能な形で開発目標の推進をはかること」および「市場ベースの機会をもたらすポテンシャルを完全に実現すること」に焦点を当てる可能性が高く、また気候変動の経済学に関するスターン・レビューを検討する可能性も高い。

こういった公式会合に加えて、広範な気候変動問題の題目に関し、推定で130件の「サイドイベント」が開催される予定である。

UNFCCCおよび京都議定書のこれまでの経緯概要

気候変動は、持続可能な開発に対する最も深刻な脅威の一つと捉えられており、環境や人の健康、食料の安全保障、経済活動、自然資源や物理的なインフラに悪影響をおよぼすことが予想される。人為的に作られた温室効果ガスの地球大気濃度の上昇が、気候変化に結びつくことで、科学者の意見は一致している。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)によると、気候変動の影響は、すでに観測されており、科学的な知見でも、予防的、かつ迅速な行動が必要であることが明らかとなっている。

気候変動への国際的、政治的な対応は、1992年のUNFCCCの採択から始まった。UNFCCCは、気候系への「危険な人為的干渉」を回避するため、温室効果ガスの大気濃度安定化を目的とする行動枠組を設定した。管理されるべきガスには、メタン、亜酸化窒素、そして何よりも二酸化炭素が含まれる。UNFCCCは1994年3月21日に発効し、現在、189の締約国（EU含む）が加盟している。UNFCCCの締約国は、通常年1回、COP会合を開催し、補助機関であるSBIとSBSTAは年2回会合する。

京都議定書：1997年12月、日本の京都におけるCOP 3に出席した参加者は、UNFCCCの議定書を締結、先進国と市場経済移行国は、排出削減目標の達成を約束した。UNFCCCにおいて附属書I締約国と呼ばれるこれら諸国は、6つの温室効果ガスの総排出量を、2008-2012年(第一約束期間)に、平均で1990年比5.2%削減し、各国が異なる固有の目標を持つことで合意した。議定書では、これら諸国の目標達成が、費用効果の高い形で行えるよう、3つの柔軟性メカニズムも設置された、すなわち、排出量取引システム、附属書I締約国同士での排出削減プロジェクトの共同実施(JI)、そして非附属書I締約国(途上国)での排出削減プロジェクトの実施を認めるクリーン開発メカニズム(CDM)である。COP 3後、締約国は、各国による排出削減と排出削減量を測定する方法を規定するための多数の規則および運用規則に関する交渉を開始した。これまでに、166の締約国（EU含む）が京都議定書を批准し、この中には、1990年の附属書I締約国における温室効果ガス排出量の61.6%分に相当する附属書I締約国が含まれる。京都議定書は、2005年2月16日に発効した。

ブエノスアイレス行動計画：1998年のCOP 4で合意されたブエノスアイレス行動計画 (BAPA)と呼ばれる文書では、議定書の規則および運用規則を最終決定するプロセスが規定された。BAPAは、これらの規則の詳細を最終決定し、UNFCCCの実施を促進する期限として、COP 6を指定した。2000年11月、締約国は、オランダのハーグでCOP6を開催、交渉の終結をはかった。しかし交渉は成功せず、COP 6は、2001年7月、ドイツのボンで再開され

るまで中断された。さらなる協議の末、締約国は、ボン合意を採択した、この決定は、京都議定書の実施に関するハイレベルな政治的方向性を示すものであった。それでも一部の問題に関しては、最終的な文書案で合意するにいたらず、全ての決定書草案をCOP 7での最終決議に託すことで合意した。

マラケシュ・アコード：2001年10月から11月、モロッコのマラケシュで行われたCOP 7では、保留されていた問題に関するマラケシュ・アコードが結ばれた。マラケシュ・アコードは、報告や方法論、土地利用・土地利用変化・森林 (LULUCF)、京都議定書の遵守に関するものなど、柔軟性メカニズムの詳細に関する一連の決定書草案で構成されており、COP/MOPの第一回会合で締約国の採択を受けることとされた。このアコードでは、キャパシティビルディング、技術移転、気候変動の悪影響に対する対応、そして3つの基金、後発発展途上国(LDC)基金、特別気候変動基金(SCCF)、適応基金の設置を含め、途上国への支援体制も規定されている。

参加者は、このマラケシュ・アコードを土台に、COP 8およびCOP 9において、CDM 理事会の役割や手順、CDM の下での新規植林および再植林プロジェクト活動の方法と手順を推敲した。締約国は、適応と緩和に注目する二つの新しい議題項目でも合意した。2004年12月、ブエノスアイレスで行われたCOP 10で、参加者は、これについてさらに議論し、適応策と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画で合意した。しかし、一部の問題は未解決のまま残され、この中には、LDC基金、SCCF、議定書2条3項（政策措置の悪影響）が含まれた。その一方、2013年以降の気候変動との戦いにおいて、各締約国がどのように約束をするかという複雑かつ微妙な問題に関しては、長時間の非公式折衝が行われた。参加者は、2005年5月に政府専門家セミナーを開催することで合意したが、このセミナーに対する委託条項の中には、2013年以降とか新しい約束といった言葉への言及が一切なかった。このセミナーは、2005年5月に開催され、気候変動プロセスが直面する広範な問題のうち、一部の議論が開始された。

COP 11とCOP/MOP 1：COP 11およびCOP/MOP 1は、2005年11月28日から12月10日、カナダのモントリオールで開催された。COP/MOP 1で、締約国は、マラケシュ・アコードの正式な採択など、京都議定書で保留となっていた運用規則に関する決定書を議論し、採択した。締約国は、2013年以後の約束を議論するプロセスについての決定書も取り上げたが、これには、京都議定書の下での附属書1締約国による更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ(AWG)の設置決議も含まれた。

COP 11は、キャパシティビルディング、技術開発と技術移転、途上国および後発発展途上国での気候変動の悪影響、そして資金および予算関連問題などを取り上げた。COPは、長時間の交渉の末、UNFCCCの下での将来行動を検討するプロセスに関しても合意し、これには、COP 13までに、この問題に関する「対話（ダイアログ）」を行う一連のワークショップを開催することが含まれた。

SB 24およびAWG 1：補助機関の第24回会合およびAWGの第一回会合は、2006年5月、ボンで開催された。COP11で合意されたとおり、これらの会合の前に長期的な行動に関するUNFCCC対話（ダイアログ）第一回会合も開催された。

AWG会合で、参加者は、2013年以後での附属書I締約国の将来約束を検討するプロセスに関し、初期段階の意見交換を行った。長時間の協議の後、AWGの今後の作業計画を設定する文書で合意に達した。

SBI およびSBSTAは両機関で、30の結論書および一つの決定書草案を採択した。しかし、これらの文書の多くは、さほど実質的な合意を含んだものではなく、ただ単に、SB 25での追加審議に託したに過ぎない。

会合の間隙での注目点

閣僚級の「INDABA」：22カ国の閣僚ならびに上級担当者による会議「indaba」が、2006年6月17-21日、南アフリカのKruger 国立公園内、Kapama Lodgeで開催され、2005年、グリーンランドで開催された同様なハイレベル協議での議論をフォローすることとなった。各閣僚は、ナイロビで予定される会議や、気候変動に関する長期的な行動、さらには、知的財産権の買取や適切な技術の普及を可能にする多国間技術買取基金（Multilateral Technology Acquisition Fund）設置の提案などを議論した。また、森林減少（伐採）による排出を削減するためのインセンティブや、緩和に関する部門別のアプローチについて、意見交換を行った。

G8会議：2006年のG8サミットは、7月15-17日、ロシア連邦のセントピーターズバーグで開催された。この会議では、エネルギー問題に重点がおかれ、各政治指導者は、エネルギーの安全保障とエネルギー効率化への支持を表明し、「安全かつ確実な」原子力発電への言及や、温室効果ガス排出量削減に関する約束の再確認も行われた。

GEFカウンシルおよび会議：8月28-30日、南アフリカのケープタウンで開催されたこれらの会議では、地球環境ファシリテーターが今後4年間にわたり環境プロジェクトに資金供与することを目的に、31.3億ドルの第四次資金補充を行うことで合意した。カウンシルは、気候変動基金の運営に関しても合意し、特に、適応基金の運用に関する委員会の決定を、京都議定書の締約国である国を代表するカウンシルのメンバー全ての総意で行うことを規定した。

気候変動、クリーンエネルギー、及び持続可能な開発に関する第二回グレンイーグルズ閣僚級対話：10月3-4日、世界の主要排出国20カ国の閣僚は、最近英国がG8議長国を務めた2005年に設置したプロセスの一環として、メキシコのモントレレーで会合を開いた。この会議では、気候変動の経済的な側面が検討されたほか、新しい技術や投資の問題も取り上げられた。

UNFCCC会合：SB 24以降、さまざまなUNFCCCのイベントが開催されており、この中には、途上国における森林減少（伐採）による排出量の削減に関するワークショップ（8月30日から9月1日、ローマ）、数回の地域教習ワークショップ、CDM理事会会合、京都議定書の遵守委員会会合、共同実施監督委員会の会合が含まれた。また、LDC専門家グループ（9月4-6日、カンバラ）、技術移転に関する専門家グループ（1-3 11月1-3日、ナイロビ）もそれぞれ会合を開いた。

NEDOからの委託により GISPRI 仮訳